

## 仕様書

1 業務名 下関市立玄洋公民館ほか1館低濃度P C B廃棄物収集運搬等業務

2 業務内容 各排出場所に保管してある低濃度P C B廃棄物を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」、その他関係法令等で示される安全基準に基づき、下記搬入先に運搬するもの。

また、処分対象である低濃度P C B廃棄物以外の処分についても、受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令等を十分に理解し、受託者の責任と負担において適切に処分するものとする。

3 業務期間 契約締結日 から 令和8年3月13日 まで

4 排出場所 ①下関市彦島西山町四丁目1番28号  
下関市立玄洋公民館 屋外倉庫内  
②下関市大字内日下1146-5  
下関市立内日公民館 屋外倉庫内

5 搬入先 北九州市戸畠区大字中原字先ノ浜46番93  
光和精鉱株式会社

## 6 処分対象

排出場所	仕様	製造会社	製造番号	製造年	数量
①玄洋公民館	変圧器(1Φ)	三菱電機	G481074	1984	1台
②内日公民館	変圧器(1Φ)	三菱電機	C280321	1978	1台

## 7 提出物及び成果品

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 産業廃棄物管理票(マニフェスト) 各1部

(3) その他市が指示するもの

8 その他

- (1) 受託者は、業務の履行にあたり、関係法令、基準等を遵守すること。
- (2) 下関市立玄洋公民館は、保管場所付近に大型車の乗入れが難しいため積替えが前提となる。(2t ユニック車等使用)
- (3) 作業員が起こした損害については、受託者が責任を負うこと。
- (4) 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別記1 特記仕様書（環境編簡易）による。
- (5) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別記2 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。